石狩後志海区漁場計画（第８次 共同漁業権・第15次区画漁業権）

１　漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(1)	石海共第１号	小樽市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっきがい漁業 なまこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	石狩市（厚田区及び浜益区を除く）	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(2)	石海共第２号	石狩市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっきがい漁業 なまこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	石狩市（厚田区及び浜益区を除く）	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(3)	石海共第３号	石狩市厚田区地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	石狩市厚田区	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(4)	石海共第４号	石狩市浜益区地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	石狩市浜益区	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(5)	石海共第５号	石狩市及び小樽市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	石狩市（厚田区及び浜益区を除く）	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(6)	石海共第６号	石狩市及び小樽市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	石狩市（厚田区及び浜益区を除く）	（１）漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻 さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かすべ刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かれい刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					しらうお刺し網漁業	３月１日から７月31日まで					
					ちか刺し網漁業	４月１日から11月30日まで					
					にしん刺し網漁業	１月１日から６月30日まで					
					はたはた刺し網漁業	10月20日から12月31日まで					
					ひらめ刺し網漁業	４月１日から12月31日まで					
					ほっけ・めばる刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業	４月１日から８月31日まで					
					ちか小型定置網漁業	１月１日から８月31日まで					
					にしん小型定置網漁業	１月１日から６月30日まで					
					はたはた小型定置網漁業	10月20日から12月31日まで					
					かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	１月１日から12月31日まで					
					ひらつめがにかご漁業	４月１日から10月31日まで					
				第三種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	１月１日から12月31日まで					
(7)	石海共第７号	石狩市厚田区地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	石狩市厚田区	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

石狩後志海区漁場計画（第８次 共同漁業権・第15次区画漁業権）

１　漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(8)	石海共第８号	石狩市厚田区地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	石狩市厚田区	（１）漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かすべ刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かれい刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					しらうお刺し網漁業	３月１日から７月31日まで					
					ちか刺し網漁業	４月１日から11月30日まで					
					ながずか刺し網漁業	２月１日から４月30日まで					
					にしん刺し網漁業	１月１日から６月30日まで					
					はたはた刺し網漁業	10月20日から12月31日まで					
					ひらめ刺し網漁業	４月１日から12月31日まで					
					ほっけ・めばる刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業	４月１日から８月31日まで					
					ちか小型定置網漁業	１月１日から８月31日まで					
					にしん小型定置網漁業	１月１日から６月30日まで					
					はたはた小型定置網漁業	10月20日から12月31日まで					
					かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	１月１日から12月31日まで					
					ひらつめがにかご漁業	４月１日から10月31日まで					
				第三種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	１月１日から12月31日まで					
(9)	石海共第９号	石狩市浜益区地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	石狩市浜益区	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(10)	石海共第10号	石狩市浜益区地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	石狩市浜益区	（１）漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かすべ刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かれい刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					ながずか刺し網漁業	２月１日から４月30日まで					
					にしん刺し網漁業	１月１日から６月30日まで					
					はたはた刺し網漁業	10月20日から12月31日まで					
					ひらめ刺し網漁業	４月１日から12月31日まで					
					ほっけ・めばる刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業	４月１日から８月31日まで					
					にしん小型定置網漁業	１月１日から６月30日まで					
					はたはた小型定置網漁業	10月20日から12月31日まで					
					かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	１月１日から12月31日まで					
					ひらつめがにかご漁業	４月１日から10月31日まで					
				第三種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	１月１日から12月31日まで					
(11)	石海共第11号	石狩市及び小樽市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	しゃこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	石狩市（厚田区及び浜益区を除く）	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(12)	石海共第12号	石狩市厚田区地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	しゃこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	石狩市厚田区	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(13)	石海共第13号	石狩市浜益区地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	しゃこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	石狩市浜益区	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(14)	石後海共第１号	積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、小樽市、石狩市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	積丹町、古平町、余市町、小樽市及び石狩市	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

石狩後志海区漁場計画（第８次 共同漁業権・第15次区画漁業権）

１　漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(15)	石後海共第２号	積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、小樽市、石狩市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業	１月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで 10月15日から翌年３月31日ま 10月15日から翌年４月30日ま １月１日から６月30日まで 10月15日から12月31日まで ４月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	―	積丹町、古平町、余市町、小樽市及び石狩市	（１）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(16)	後海共第１号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	―	島牧村	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(17)	後海共第２号	寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	―	寿都町及び蘭越町	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(18)	後海共第３号	岩内郡岩内町及び共和町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	―	岩内町及び共和町	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

石狩後志海区漁場計画（第８次 共同漁業権・第15次区画漁業権）

1　漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(19)	後海共第４号	古宇郡泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(20)	後海共第５号	古宇郡泊村大字盃村及び大字興志内村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	泊村大字盃村及び大字興志内村	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(21)	後海共第６号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	神恵内村	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(22)	後海共第７号	積丹郡積丹町地先（大字出崎町と大字幌武意町の境界から以西の地先）	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	積丹町（大字出崎町と大字幌武意町の境界から以西の地区）	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(23)	後海共第８号	積丹郡積丹町大字美国町、大字婦美町及び幌武意町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 なまこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	積丹町大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

石狩後志海区漁場計画（第８次 共同漁業権・第15次区画漁業権）

1　漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(24)	後海共第９号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業 ほや漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	古平町	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(25)	後海共第10号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかざらがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業 ほや漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	余市町	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(26)	後海共第11号	小樽市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかざらがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業 ほや漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	小樽市	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(27)	後海共第12号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	つぶ漁業 たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	島牧村	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(28)	後海共第13号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	島牧村	（１）漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					あんこう刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かすべ刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かれい刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					たら刺し網漁業	10月15日から翌年４月30日まで					
					ちか刺し網漁業	４月１日から11月30日まで					
					にしん刺し網漁業	１月１日から６月30日まで					
					ひらつめがに刺し網漁業	４月１日から10月31日まで					
					ひらめ刺し網漁業	４月１日から12月31日まで					
					ほっけ・めばる刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					いか・ほっけ小型定置網漁業	１月１日から12月31日まで					
					ほっけ・さば・かれい 小型定置網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かれい・ひらめ・ほっけ・たら 底建網漁業	１月１日から12月31日まで					
					ひらつめがにかご漁業	４月１日から10月31日まで					
				第三種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	１月１日から12月31日まで					

石狩後志海区漁場計画（第８次 共同漁業権・第15次区画漁業権）

１　漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(29)	後海共第14号	寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	ー	寿都町及び蘭越町	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(30)	後海共第15号	寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	ー	寿都町及び蘭越町	（１）漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ 及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					あんこう刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かすべ刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かれい刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					たら刺し網漁業	10月15日から翌年４月30日まで					
					にしん刺し網漁業	１月１日から６月30日まで					
					ひらつめがに刺し網漁業	４月１日から10月31日まで					
					ひらめ刺し網漁業	４月１日から12月31日まで					
					ほっけ・めばる刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業	１月１日から12月31日まで					
					さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業	６月１日から12月31日まで					
					かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業	１月１日から12月31日まで					
					ひらつめがにかご漁業	４月１日から10月31日まで					
				第三種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	１月１日から12月31日まで					
(31)	後海共第16号	岩内郡岩内町及び共和町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	ー	岩内町及び共和町	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(32)	後海共第17号	岩内郡岩内町及び共和町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか刺し網漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	ー	岩内町及び共和町	（１）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					あんこう刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かすべ刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かれい刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					さめ刺し網漁業	10月15日から翌年３月31日まで					
					そい刺し網漁業	４月１日から10月31日まで					
					たら刺し網漁業	10月15日から翌年４月30日まで					
					にしん刺し網漁業	１月１日から６月30日まで					
					ひらつめがに刺し網漁業	４月１日から10月31日まで					
					ひらめ刺し網漁業	４月１日から12月31日まで					
					ほっけ・めばる刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					いか・ほっけ・さば小型定置網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かれい・ひらめ・ぶり小型定置網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業	１月１日から12月31日まで					
					ひらつめがにかご漁業	４月１日から10月31日まで					
				第三種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	１月１日から12月31日まで					
(33)	後海共第18号	古宇郡泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	ー	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(34)	後海共第19号	古宇郡泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	ー	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	（１）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					あんこう刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かれい刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					たら刺し網漁業	10月15日から翌年４月30日まで					
					にしん刺し網漁業	１月１日から６月30日まで					
					ひらめ刺し網漁業	４月１日から12月31日まで					
					ほっけ・めばる刺し網漁業	１月１日から12月31日まで					
					いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業	１月１日から12月31日まで					
					かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業	１月１日から12月31日まで					
					ひらつめがにかご漁業	４月１日から10月31日まで					
(35)	後海共第20号	古宇郡泊村大字盃村及び大字興志内村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	ー	泊村大字盃村及び大字興志内村	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

石狩後志海区漁場計画（第８次 共同漁業権・第15次区画漁業権）

1　漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(36)	後海共第21号	古宇郡泊村大字盃村及び大字興志内村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業	１月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで 10月15日から翌年４月30日まで １月１日から６月30日まで ４月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	泊村大字盃村及び大字興志内村	（１）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(37)	後海共第22号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	神恵内村	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(38)	後海共第23号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	１月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで 10月15日から翌年４月30日まで １月１日から６月30日まで ４月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ４月１日から10月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	神恵内村	（１）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(39)	後海共第24号	積丹郡積丹町地先（大字出崎町と大字幌武意町との境界から以西の地先）	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	積丹町（大字出崎町と大字幌武意町との境界から以西の地区）	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(40)	後海共第25号	積丹郡積丹町地先（大字出崎町と大字幌武意町との境界から以西の地先）	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	１月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで 10月15日から翌年３月31日まで 10月15日から翌年４月30日まで ２月１日から４月30日まで １月１日から６月30日まで ４月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ６月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ４月１日から10月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	積丹町（大字出崎町と大字幌武意町との境界から以西の地区）	（１）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

石狩後志海区漁場計画（第８次 共同漁業権・第15次区画漁業権）

1　漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(41)	後海共第26号	積丹郡積丹町大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	積丹町大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(42)	後海共第27号	積丹郡積丹町大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	１月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで 10月15日から翌年３月31日まで 10月15日から翌年４月30日まで ２月１日から４月30日まで １月１日から６月30日まで 10月15日から12月31日まで ４月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ６月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ４月１日から10月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	積丹町大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町	（１）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(43)	後海共第28号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	古平町	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(44)	後海共第29号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ちか刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ・ちか小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 ひらつめがにかご漁業	１月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで 10月15日から翌年３月31日まで 10月15日から翌年４月30日まで ４月１日から11月30日まで ２月１日から４月30日まで １月１日から６月30日まで 10月15日から12月31日まで ４月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ６月１日から12月31日まで ４月１日から10月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	古平町	（１）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(45)	後海共第30号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	しゃこ漁業 たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	余市町	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(46)	後海共第31号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 第三種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ちか刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業 ちか・ぼら地びき網漁業	１月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで 10月15日から翌年３月31日まで 10月15日から翌年４月30日まで ４月１日から11月30日まで ２月１日から４月30日まで １月１日から６月30日まで 10月15日から12月31日まで ４月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ６月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ４月１日から10月31日まで １月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	余市町	（１）漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(47)	後海共第32号	小樽市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から令和15年８月31日まで	－	小樽市	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

石狩後志海区漁場計画（第８次 共同漁業権・第15次区画漁業権）

１　漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(48)	後海共第33号	小樽市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ・ちか小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	１月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで 10月15日から翌年３月31日まで 10月15日から翌年４月30日まで ２月１日から４月30日まで １月１日から６月30日まで 10月15日から12月31日まで ４月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ６月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ４月１日から10月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	小樽市	（１）漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （３）行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア　身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ　網は、水面から水深の２分の１以深に敷設しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
				第三種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業 ちか船びき網漁業	１月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで					
(49)	後海共第34号	小樽市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	しゃこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	小樽市	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(50)	後海共第35号	島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	つぶ漁業 たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	島牧村、寿都町及び蘭越町	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(51)	後海共第36号	島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業	１月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで 10月15日から翌年４月30日まで １月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	島牧村、寿都町及び蘭越町	（１）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(52)	後海共第37号	岩内郡岩内町及び共和町並びに古宇郡泊村及び神恵内村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	岩内町、共和町、泊村及び神恵内村	なし	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(53)	後海共第38号	岩内郡岩内町及び共和町並びに古宇郡泊村及び神恵内村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業	１月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで 10月15日から翌年３月31日まで 10月15日から翌年４月30日まで ４月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和15年８月31日まで	－	岩内町、共和町、泊村及び神恵内村	（１）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア　９月１日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ　ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （２）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(54)	石海区第１号	石狩市 厚田区地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	石狩市厚田区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(55)	石海区第２号	石狩市 厚田区地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	石狩市厚田区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(56)	石海区第３号	石狩市 厚田区地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	石狩市厚田区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(57)	石海区第４号	石狩市 浜益区地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 かき養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	石狩市浜益区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(58)	石海区第５号	石狩市 浜益区地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	石狩市浜益区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(59)	石海区第６号	石狩市 浜益区地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	石狩市浜益区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

石狩後志海区漁場計画（第８次 共同漁業権・第15次区画漁業権）

１　漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(60)	寿海区第１号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(61)	寿海区第２号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 かき養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(62)	寿海区第３号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 かき養殖業 こんぶ養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(63)	寿海区第４号	磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(64)	岩海区第１号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖 かき養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	岩内町及び共和町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(65)	泊海区第１号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(66)	泊海区第２号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(67)	泊海区第３号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(68)	神海区第１号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 かき養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	神恵内村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(69)	神海区第２号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	うに養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	神恵内村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(70)	小樽海区第１号	小樽市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	１月１日から12月31日まで	令和５年９月１日から 令和10年８月31日まで	団体漁業権	小樽市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

２　保全沿岸漁場に関する事項

なし